



返礼品登録の手引き

あなたの自慢の品を、春日井から全国へ！

目次

1 ふるさと納税とは	…	P.1
2 ふるさと納税に返礼品を出品するメリット	…	P.1
3 返礼品の発注から発送までの仕組みと、出品事業者が行うこと	…	P.1
4 返礼品代・送料と寄附金額の設定について	…	P.3
5 登録できる事業者	…	P.4
7 返礼品の種類と条件	…	P.5
8 申請・審査・登録決定・契約締結	…	P.6
9 その他	…	P.7
【参考】地場産品基準(平成31年4月1日総務省告示179号)	…	P.9

春日井市では、ふるさと納税の返礼品を提供していただける事業者を随時募集しています。

全国のふるさと納税額は、1兆円を超え、春日井市にも毎年、全国から多くの寄附が寄せられています。ふるさと納税により寄附をしてくださった方へのお礼として、食品や日用品から工業製品に至るまで様々な特産品等を贈呈しています。

新たな顧客やファンの獲得、販路拡大の機会としてふるさと納税制度を活用し出品してみませんか。ネット出品を始めたいという方にもおすすめです。

登録を希望される方は、この手引きをお読みいただき、登録申請書を提出してください。

1 ふるさと納税とは

- ✔ ふるさと納税は、生まれ故郷や応援したい自治体に寄附ができる制度です。
- ✔ 寄附した人は、寄附金のうち2,000円を超える部分の所得税や住民税の控除が受けられます(所得状況による上限あり)。
- ✔ 自分が居住する自治体以外にふるさと納税をした場合、寄附額の30%以内の返礼品を受け取ることができます。

2 ふるさと納税に返礼品を出品するメリット

- ✔ **新規顧客やファンの獲得チャンス**
発送する返礼品に自社パンフレットやカタログを同封できます。ふるさと納税をきっかけにファンを獲得することが可能です。
- ✔ **全国に販路を拡大するチャンス**
ふるさと納税ポータルサイトを通じて全国から寄附を受け付けています。
- ✔ **お手軽にネット出品を始めるチャンス**
出品している返礼品は、ふるさと納税ポータルサイトに掲載します。商品(返礼品)の代金や送料はもちろん、ポータルサイトの掲載料や決済手数料も市が負担します。

3 返礼品の発注から発送までの仕組みと、出品事業者が行うこと

- (1) 発注情報は、原則メールでお送りします。また、発注情報の詳細(商品・個数・送付先等)は、寄附管理サイト「ふるさと納税 do」にアクセスすることで確認できます。
- (2) ヤマト運輸の宅配便(60~200サイズ)を①**利用する場合**と②**利用しない場合**でやる事が異なります。
- (3) 主な業務は、「返礼品の準備」、「出荷」、「代金請求」の3つです。

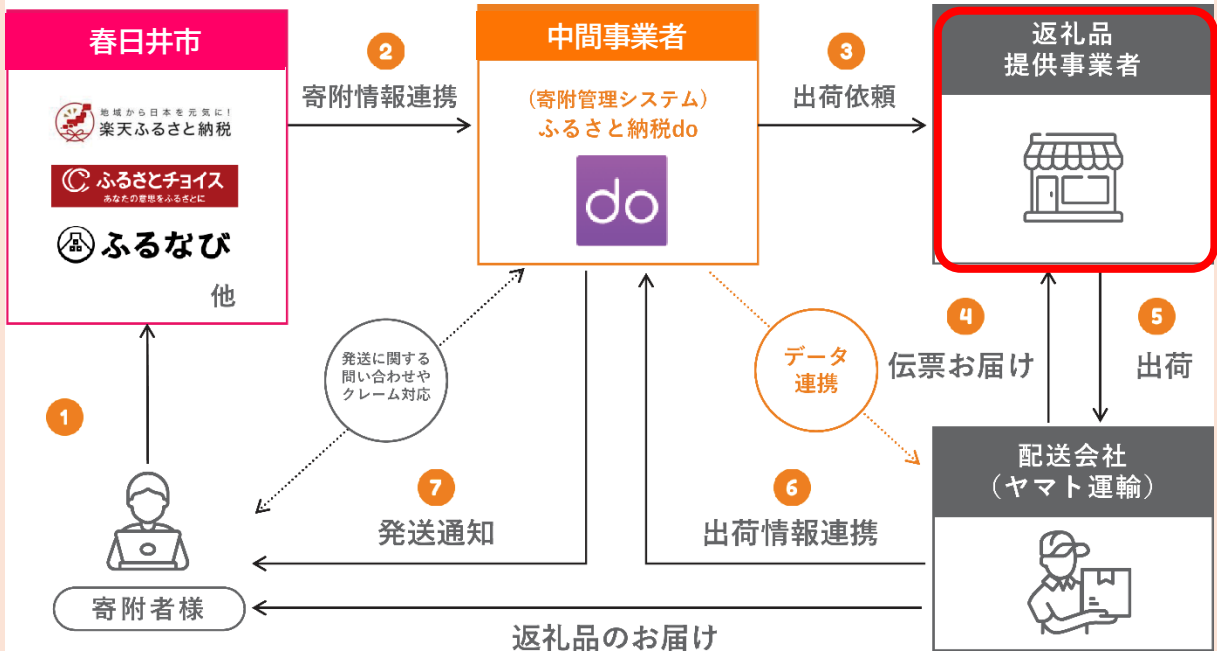
出荷依頼～「返礼品の準備」～「出荷」

① ヤマト運輸の宅配便(60～200サイズ)を利用する場合



- ✓ ヤマト運輸が送付先住所記入済の伝票をお届けします。
- ✓ 送料の支払は不要です。
- ✓ 出荷すると、自動的に寄附者にメール(発送通知)が送信されます。

【返礼品発送までの流れ】

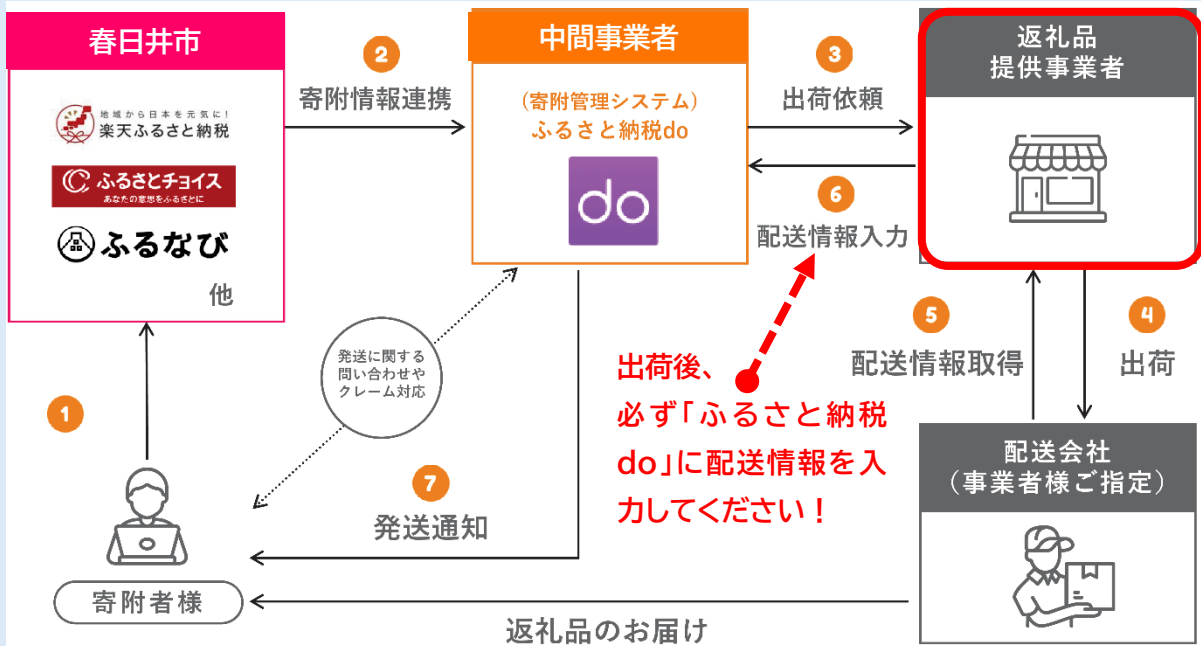


② ヤマト運輸の宅配便(60～200サイズ)を利用しない場合



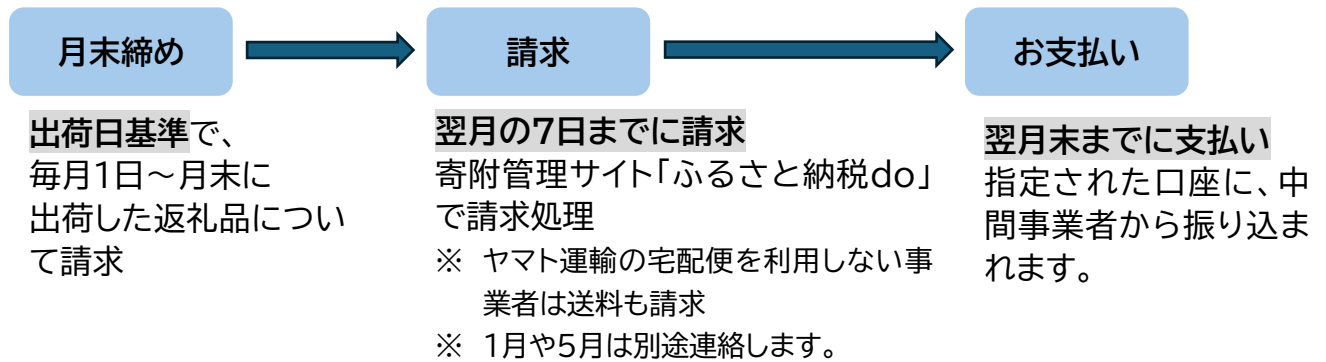
- ✓ レターパックやネコポスなどで発送する場合や、大型商品を発送する場合

【返礼品発送までの流れ】



「出荷」～「代金請求」

寄附管理サイト「ふるさと納税 do」  にアクセスしていただき、代金請求処理をしていただきます。



4 返礼品代・送料と寄附金の設定について

(1) 返礼品代

- ✓ 返礼品代は、梱包材料費と消費税を含みます。
- ✓ 商品代金は、実売価格以下としてください。

$$\text{返礼品代} = \text{商品代金} + \text{梱包材料費} + \text{消費税}$$

↙
実売価格以下

(2) 送料

- ✓ 返礼品の発送に要した送料は、市が負担します。
- ✓ ヤマト運輸の宅配便を利用しない場合は、送料代金を返礼品代とあわせて請求してください。
- ✓ その場合の送料設定は、次のいずれかです。

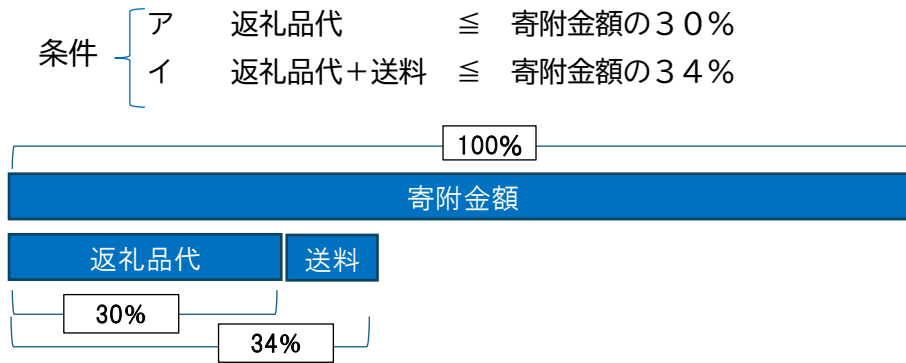
実 費	又は	全国一律
<ul style="list-style-type: none"> ・大型商品でヤマト運輸以外の宅配業者利用の場合 		<ul style="list-style-type: none"> ・ふるさと納税以外の通販等で適用している全国一律の送料を適用する場合 ・レターパック、ネコポスなどを利用する場合

(3) 寄附金額の設定

次の条件を満たすように返礼品代に対する寄附金額を春日井市が設定します。

- ア 全国共通ルール：返礼品代が寄附金額の30%以下となること。
- イ 春日井市ルール：「返礼品代+送料」が、寄附金額の34%以下となること。
- ※ ヤマト運輸の宅配便を利用する場合も含みます。
- ※ ヤマト運輸の宅配便と実費送料は、対象の返礼品を九州(福岡県)まで送付した場合の送料を基準として計算します。

【寄附金額の設定方法イメージ】



注) 寄附金額は、原則1,000円単位(1,000円未満切り上げ)で設定します。

【参考】寄附金額と返礼品代・送料の上限

寄附金額	返礼品代(上限30%)	返礼品代+送料(上限34%)
10,000円	3,000円	3,400円
12,000円	3,600円	4,080円
15,000円	4,500円	5,100円
20,000円	6,000円	6,800円
⋮	⋮	⋮

【例】返礼品代:3,000円、送料:1,000円の場合 … 寄附金額:12,000円

5 登録できる事業者

次のすべてを満たす方が対象です。

- ✓ 春日井市内に本店、支店、事業所、工場等を有する法人・個人事業者その他市長が適当と認めるもの
- ✓ 市税等の滞納がないこと(個人事業者の場合は、本人の個人市・県民税など市税等の滞納がないこと。)
- ✓ 春日井市暴力団排除条例に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

6 登録の流れ～寄附受付開始まで



- ※ 総務省が定める返礼品の基準に該当するかを市で一旦審査します。
- ※ 市で審査した結果、返礼品に該当する可能性がある場合は、総務省に照会します。
- ※ 総務省への照会は、年4回(1月、4月、7月、10月)で照会期間は約3か月要します。

7 返礼品の種類と条件

(1) 返礼品の種類

- ア 物品(市内で生産、製造及び加工された飲食物、工芸品、雑貨、日用品など)
- イ サービス等(食事会プラン、宿泊プラン、生活関連サービスなど)



(2) 条件

ア 全ての返礼品に共通する条件

- ✓ 総務省が定める「(※)地場産品基準」を満たすもの。 ※地場産品基準はP.9参照
- ✓ 食品衛生法、食品表示法、商標法、特許法、著作権法、不当景品類及び不当表示防止法、不正競争防止法など、関係法規を遵守しているもの。
- ✓ 射幸心をあおるもの、人に危害を加える恐れがあるもの、宗教的又は政治的な意図又は目的があるもの等社会通念上公金で賄うことがふさわしくないものでないこと。

イ 物品(飲食物、工芸品、雑貨、日用品など)

- ✓ 市内で製造・採取・栽培・主要な加工をしている物品であること。
- ✓ 常に安定供給できること。ただし、予め期間や供給可能数を明示する場合を除く(在庫の確保を強制するものではありません。)
- ✓ 原則、全国各地(離島含む)に発送が可能であること。
- ✓ 市又は中間事業者からの返礼品送付依頼後、速やかに寄附者に返礼品を発送できること。
- ✓ 量目、品質及び機能が表示内容と一致していること。
- ✓ 飲食物の場合は、原則、寄附者に到着してから5日程度の賞味期限が保証されていること。

■季節限定

正月やクリスマス、春季・秋季など、特定のシーズン(6か月以内)のみに返礼品を出品することもできます。

■数量限定

「1か月10個まで」や「50個限定」など、一定の数量を限定した返礼品を出品することもできます。

■定期便

1回の寄附に対し、返礼品を毎月や2か月毎など定期的に複数回にわたって送るコースです。最長で12か月間までのコース設定ができます。

ウ サービス等(食事会プラン、宿泊プラン、生活関連サービスなど)

- ✓ 市内での宿泊・観光などの役務の提供で、春日井市の魅力を発信、体感できるものなど、春日井市と関連がある内容であること。
- ✓ 利用券やチケットなど、転売の可能性があるものについては、利用者が限定できるような対策を講じていること。
- ✓ 常に安定供給できること。ただし、予め期間や供給可能数を明示する場合を除く。

8 申請・審査・登録決定・契約締結

(1) 申請手続き

ア 初めて返礼品を登録する場合 → ①～⑦を提出してください。

イ 返礼品を追加・変更する場合 → ①～⑥を提出してください。

①	ア 春日井市ふるさと納税お礼品登録申請書 イ 春日井市ふるさと納税お礼品登録 <u>変更</u> 申請書	申込者欄に、住所・事業者名・代表者役職・氏名を記入
②	明細書	品名、返礼品代、送料、アレルギー表示、賞味期限等を記入
③	返礼品の写真	写真データ
④	製造工程及び市外経費報告書	市内で製造又は主な加工を行っている物品のみ
⑤	実売価格(希望小売価格)が確認できるパンフレット等	パンフレット、カタログ、Webページ等
⑥	送料の算出根拠となる資料	ヤマト運輸の宅配便を利用しない場合のみ 一律料金の算出根拠資料、契約運賃表等
⑦	その他	法令を遵守していることを証する書類等 例：食品衛生法に基づく営業許可証のコピー 薬機法に基づく化粧品製造販売届出書のコピー

(2) 申請方法

次のいずれかの方法で提出してください。

ア メール(5MB以上のデータを送信する場合は、ファイル転送システム等を利用してください。)

イ 郵送

ウ 窓口に持参

(3) 提出いただいた書類をもとに内容等を審査し、基準に適合する場合は、総務省への照会の後登録を決定します。

(4) 登録の決定を受けた事業者は、市と「ふるさと納税お礼品提供に関する契約」を締結していただきます。

9 その他

(1) 返礼品のき損等への対応

提供した返礼品に係る事故又は紛争が発生したときは、返礼品を発送した事業者の責任と負担で、誠意ある対応をお願いします。また、事故の内容、対応状況等を速やかに市へ報告してください。

(2) 返礼品の発送に係る費用

発送した返礼品について、再度、物品を発送することになったときは、その再送に係る費用は事業者が負担することとします。また、生鮮食品等で、再送にあたり返礼品を新たに用意する必要があるときは、再送に係る返礼品代についても事業者が負担することとします。

ただし、事業者の責めに帰すことができない理由(寄附者の不在等)による場合は、市が負担します。

事業者は、受取人に対して返礼品の発送や到着予定日を連絡するなど、返礼品の再送とにならないよう努めてください。

(3) 報告又は届出

次のいずれかに該当するときは、速やかに市に報告、又は届け出てください。

ア 返礼品の発送に遅延が生じることが見込まれるとき

イ 返礼品の再送が見込まれるとき又は生じたとき

ウ 返礼品の品質又は発送等に係る事故又は紛争が生じたとき

エ 返礼品の提供を辞退しようとするとき

(所定様式「春日井市ふるさと納税お礼品辞退届」にて届け出)

(5) 個人情報の保護

この事業による業務を遂行するにあたり、個人情報の取扱いについては春日井市個人情報保護条例及び関係法令を遵守してください。また、寄附者の個人情報は、返礼品の送付以外の目的に使用することはできません。

〔提出・問い合わせ先〕

春日井市 産業部 経済振興課 ふるさと納税担当

〒486-8686 春日井市鳥居松町5丁目44番地

TEL 0568-85-6335 E-mail keizai@city.kasugai.lg.jp

※ 地場産品基準(平成31年4月1日総務省告示179号)

- 1・・・春日井市内において生産されたものであること。
- 2・・・春日井市内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたものであること。
- 3・・・春日井市内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること。
- 3イ(熟成肉)・・・地場産品基準第3号イに規定する、春日井市が属する都道府県の区域内において生産された食肉を原材料として、春日井市内において熟成したもの。
- 3イ(精米)・・・地場産品基準第3号イに規定する、春日井市が属する都道府県の区域内において生産された玄米を原材料として、春日井市内において精白したもの。
- 3ロ(企画立案)・・・春日井市において製品の企画立案その他の当該製品に実質的な変更を加えるものでない工程が行なわれており、当該製品の製造業者により、当該製品の価値の過半が春日井市の区域内で生じている旨の証明がなされたもの。
- 4・・・春日井市内において生産されたものであって、近隣の他の市区町村の区域内において生産されたものと混在したもの(流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。)であること。
- 5・・・春日井市の広報の目的で生産された春日井市のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から春日井市の独自の返礼品等であることが明白なものであること。
- 6・・・前各号に該当する返礼品等と当該返礼品等に附帯するものとを合わせて提供するものであって、当該返礼品等の価値が当該提供するものの価値全体の7割以上であること。
- 7・・・春日井市内において提供される役務その他これに準ずるものであって、当該役務の主要な部分が春日井市に相当程度関連性のあるものであること。
- 7の2(宿泊)・・・春日井市内に所在する宿泊施設であって、春日井市が属する都道府県の区域内においてのみ宿泊施設の運営を行う者が運営するもの(フランチャイズチェーン等の方式により、当該地方団体の属する都道府県の区域外に所在する宿泊施設のブランド名を冠するものを除く。)における宿泊の提供に係る役務であること。
- 7号の3イ五万以下(宿泊)・・・春日井市内に所在する宿泊施設における宿泊の提供に係る役務であって、前号に該当しないもののうち、当該役務の調達に要する費用の額が一夜につき一人当たり5万円を超えないもの
- 7号の3ロ該当地域(宿泊)・・・春日井市内に所在する宿泊施設における宿泊の提供に係る役務であって、前号に該当しないもののうち、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(平成8年法律第85号)第2条第1項に規定する特定非常災害として指定された非常災害に際し災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された同法第2条第1項に規定する災害発生市町村が属する都道府県の区域内の地方団体により提供されるもの
- 7の4(電気)・・・春日井市内において地域のエネルギー源により発電された電気であること。

- 8イ…市区町村が近隣の他の市区町村と共同でこれらの市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを共通の返礼品等とするものであること。
- 8ロ…都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村と連携し、当該連携する市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを当該都道府県及び当該市区町村の共通の返礼品等とするものであること。
- 8ハ…都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村において地域資源として相当程度認識されている物品及び当該市区町村を認定し、当該物品を当該市区町村がそれぞれ返礼品等とするものであること。
- 9…震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により甚大な被害を受けたことにより、その被害を受ける前に提供していた前各号のいずれかに該当する返礼品等を提供することができなくなった場合において、当該返礼品等を代替するものとして提供するものであること。